

地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後 (案)				現 行			
1. 区分	2. 種目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費	1. 区分	2. 種目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費
指導監督等事業	指導監督等事業費	(略)	(略)	指導監督等事業	指導監督等事業費	(略)	(略)
隣保館運営事業	隣保館運営費	(略) 1. (略) 2. 周辺地域巡回事業 1館当たり224,000円 (略)	(略)	隣保館運営事業	隣保館運営費	(略) 1. (略) 2. 周辺地域巡回事業 1館当たり224,000円 (略)	(略)
	隣保館サービス事業費	1館当たり1,236,000円	(略)		隣保館サービス事業費	1館当たり2,021,000円	(略)
	地域交流促進事業費	(略) 1. 休日開館事業 5,840円×活動延日数 ただし、年間24日以上であること 2. 交流促進講座開催事業 1館当たり496,000円 ただし、1講座当たり月6時間程度以上、年18時間以上開催すること	(略)		地域交流促進事業費	(略) 1. 休日開館事業 5,704円×活動延日数 ただし、年間24日以上であること 2. 交流促進講座開催事業 1館当たり546,000円 ただし、1講座当たり月6時間程度以上、年18時間以上開催すること	(略)
	相談機能強化事業費	1館当たり1,132,000円	(略)		継続的相談援助事業費	1館当たり419,000円	(略)
	広域隣保活動事業費	1ヶ所当たり1,982,000円	(略)		広域隣保活動事業費	1ヶ所当たり2,389,000円	(略)
生活館運営事業	生活館運営費	1館当たり1,179,000円 ただし、 1. 厚生労働大臣が認めた生活館については3,809,400円の範囲内とする。 2. (略)	(略)	生活館運営事業	生活館運営費	1館当たり1,279,000円 ただし、 1. 厚生労働大臣が認めた生活館については3,909,400円の範囲内とする。 2. (略)	(略)
	生活館活動推進事業費	1館当たり367,000円 (略)	(略)		生活館活動推進事業費	1館当たり365,000円 (略)	(略)

8 生協法施行規則及び生協法施行規程の一部改正について

現在パブリックコメント中（H24.3.2まで）

平成24年2月2日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室

消費生活協同組合法施行規則及び消費生活協同組合法施行規程 の一部改正について

第1 改正の趣旨

1 過年度遡及会計基準関係

今般、企業会計基準委員会の「会計上の変更及び誤^{ごひゅう}謬の訂正に関する会計基準」（以下「過年度遡及会計基準」という。）の公表に基づき会計計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正が行われたことを踏まえ、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の委任に基づく消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第1号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

2 支払余力比率関係

共済事業を行う消費生活協同組合の支払余力比率について、事業報告書等への記載及びこれを用いた監督上の処分を行うため、消費生活協同組合法施行規則及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下「規程」という。）について所要の改正を行う。

第2 改正の内容

1 過年度遡及会計基準関係

（1）定義規定の整備

所要の用語について、定義規定を整備する（規則第101条第1項及び第109条第1項）。

- ・遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類に遡って適用したと仮定して会計処理すること）
- ・誤^{ごひゅう}謬（意図的であるかどうかに関わらず、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤り）
- ・誤^{ごひゅう}謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結

決算関係書類における誤謬を訂正したと仮定して決算関係書類又は連結決算関係書を作成すること)

- ・ 会計方針 (決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続)
- ・ 表示方法 (決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たって採用する表示の方法)
- ・ 会計上の見積り (決算関係書類又は連結決算関係書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定すること)
- ・ 会計上の見積りの変更 (新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更すること)

(2) 損益計算書及び連結純資産変動計算書の規定の整備

損益計算書における「前期繰越剰余金」を「当期首繰越剰余金」に、「前期繰越損失金」を「当期首繰越損失金」に(規則第101条第1項及び第2項)、連結純資産変動計算書等における「前期末残高」を「当期首残高」に(規則第107条第5項及び第6項、第129条第1項、別表第3)改める。

(3) 損益計算書の貸倒引当金の戻入益について

表示区分を「特別利益」から「事業経費」、「事業外費用」又は「事業外収益」に変更する(規則第102条)。

(4) 注記に関する規定の整備

「会計方針の変更」、「表示方法の変更」、「会計上の見積りの変更」及び「^{ごひゅう}誤謬の訂正」の注記項目の新設並びにこれに伴う所要の改正をする(規則第109条、第112条から第113条の5まで)。

(5) 監査報告等に関する規定の整備

監査報告等の内容とすべき事項を定める規定につき、所要の形式的改正をする(規則第131条第2項、第136条第2項)。

(6) その他の改正事項

① 事業活動の概況に関する規定の整備

組合の事業活動の概況に関する事項について、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する(規則第124条第3項)。

② 決算関係書類及び連結決算関係書類の提供に関する規定の整備

提供決算関係書類及び連結決算関係書類を提供する際には、過年度事項を併せて提供することができる。この場合において、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する(規則第143条第3項及び第144条第3項)。

③ 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する規定の整備

業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項について、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する（規則第209条第3項）。

2 支払余力比率関係

（1）平成24年3月末決算から適用分

① 支払余力比率の事業報告書等への記載

支払余力比率について、事業報告書における「組合の事業活動の概況に関する事項」とし、併せて「業務及び財産の状況に関する説明書類」の記載事項とする（規則第124条第4項、第209条第1項）。

② その他

各リスクの計算に当たって、リスクを重複して計上しないことを明確化するため、巨大災害リスクに対応するリスクを明確化し、その他リスク（生命）に普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスクが含まれないこと、その他リスク（損害）に火災リスク、自動車リスク、傷害リスクが含まれないことを明確化する（規程第4条の5第1項、別表第1）。

また、事業年度における実績値を用いて計上するリスクや責任準備金について、事業年度が1年でない場合の算出方法として、当該事業年度の末日前1年を事業年度とみなすこととする（規則第179条第1項、規程第7条第1項、第10条、別表第1）。

（2）平成25年3月末決算から適用分

支払余力基準に応じ、以下の監督上の処分規定を整備（規則第248条の2、別表第5）。

- ・第1区分（支払余力比率が100%以上200%未満であるもの）：経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
- ・第2区分（支払余力比率が0%以上100%未満であるもの）：共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
- ・第3区分（支払余力比率が0%未満であるもの）：期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

第3 施行時期及び経過措置

1 施行時期

（1）過年度遡及会計基準関係

公布の日から施行する。

(2) 支払余力比率関係

支払余力比率の事業報告書等への記載等については平成24年3月末日以降に最初に終了する事業年度に係る決算から適用、支払余力比率による監督上の処分の規定については平成25年3月末日以降に最初に終了する事業年度に係る決算から適用とする。

2 経過措置

平成23年4月1日以後に開始した事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類等について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

第4 その他所要の改正

改正案	現行
（当期末処分剰余金又は当期末処理損失金） 第一百一条 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。 一 当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額（遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）又は誤謬（意図的であるかどうかに関わらず、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類における誤謬を訂正したと仮定して決算関係書類又は連結決算関係書類を作成することをいう。以下同じ。）をした場合にあつては、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額及びこれに対する影響額） 二・三 （略） 2 第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号に掲げる額を減じて得た額（以下「当期末処分損益金額」という。）は、当期末処分剰余金	（当期末処分剰余金又は当期末処理損失金） 第一百一条 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。 一 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金の額 二・三 （略） 2 第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号に掲げる額を減じて得た額（以下「当期末処分損益金額」という。）は、当期末処分剰余

金として表示しなければならない。 一 （略） 二 前項第一号が当期首繰越剰余金である場合の当該剰余金の額 三・四 （略） 五 前項第一号が当期首繰越損失金である場合の当該損失金の額 3 （略） （貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益の表示） 第二百二条 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益としてそれぞれ次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 一 （略） 二 貸倒引当金戻入益 次に掲げる項目 イ 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業経費又は事業外収益 ロ 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業外費用又は事業外収益 第一百七七条 （略） 2・4 （略） 5 出資金及び剰余金に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。	金として表示しなければならない。 一 （略） 二 前項第一号が前期繰越剰余金である場合の当該剰余金の額 三・四 （略） 五 前項第一号が前期繰越損失金である場合の当該損失金の額 3 （略） （貸倒引当金繰入額の表示） 第二百二条 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益としてそれぞれ次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 一 （略） 二 貸倒引当金戻入益 特別利益 第一百七七条 （略） 2・4 （略） 5 出資金及び剰余金に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。
---	--

一 当期首残高（勘及適用又は誤謬の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。以下同じ。）

二・三 （略）

6 評価・換算差額等及び少数株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

- 一 当期首残高
- 二 当期変動額
- 三 当期末残高

（注記の区分）

第百九条 注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 （略）

二 重要な会計方針（決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続をいう。以下同じ。）に係る事項（連結決算関係書類の注記（以下「連結注記」という。）にあつては、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更）に関する注記

三 会計方針の変更に関する注記

四 表示方法（決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記

五 会計上の見積り（決算関係書類又は連結決算関係書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算関係書類又は連結決

一 前期末残高

二・三 （略）

6 評価・換算差額等及び少数株主持分に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

- （新設）
- （新設）
- （新設）

（注記の区分）

第百九条 注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 （略）

二 重要な会計方針に係る事項（連結決算関係書類の注記（以下「連結注記」という。）にあつては、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項）に関する注記

（新設）

（新設）

（新設）

算関係書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつてした会計上の見積りを変更すること）をいう。以下同じ。）に関する注記

六 誤謬の訂正に関する注記

七・十六 （略）

2 次の各号に掲げる注記には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

- 一 会計監査人監査組合以外の組合の注記 前項第一号、第五号及び第十三号に掲げる項目
- 二 連結注記 前項第八号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる項目

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百十二条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・五 （略）
（削る）

（新設）

三・十二 （略）

2 次の各号に掲げる注記には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

- 一 会計監査人監査組合以外の組合の注記 前項第一号及び第九号に掲げる項目
- 二 連結注記 前項第四号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる項目

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百十二条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、決算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他決算関係書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・五 （略）

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も重要な会計方針に関する注記とする。

一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及

（連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

第百十三条（略）

2 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記は、連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更した場合（当該変更が重要性の乏しいものである場合を除く。）におけるその旨及び当該変更の理由とする。

（会計方針の変更に関する注記）

第百十三条の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認め

られる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあつては、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更の理由
- 三 適及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に對する影響額

四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

- イ 決算関係書類又は連結決算関係書類の主な項目に對する影響額
- ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

2 個別注記に注記すべき事項（前項第三号並びに第四号ロ及びハに掲げる事項に限る。）が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

（表示方法の変更に関する注記）

第百十三条の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由
- 2 個別注記に注記すべき事項（前項第二号に掲げる事項に限る。）が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨

び当該変更が決算関係書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したときは、その内容

（連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

第百十三条（略）

2 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記とする。

- 一 連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更したときは、その旨及び変更の理由
- 二 会社処理の原則及び手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結決算関係書類に与えている影響の内容
- 三 表示方法を変更したときは、その内容

（新設）

を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第百十三条の四 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 当該会計上の見積りの変更の決算関係書類又は連結決算関係書類の項目に対する影響額
- 三 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

(誤謬の訂正に関する注記)

第百十三条の五 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該誤謬の内容
- 二 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(組合の事業活動の概況に関する事項)

第百二十四条 (略)

一六 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又

(新設)

(組合の事業活動の概況に関する事項)

第百二十四条 (略)

一六 (略)

2 (略)

(新設)

は剰余金処分計算書若しくは損失処理計算書に表示すべき事項をいう。第百四十四条を除き、以下同じ。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(事業報告書の附属明細書)

第百二十九条 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての当期首残高、当期末残高及び当期増減額

四 (略)

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

第百三十一条 (略)

2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二・三 (略)

(事業報告書の附属明細書)

第百二十九条 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額

四 (略)

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

第百三十一条 (略)

2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二・三 (略)

(会計監査報告の内容)

第百三十六条 (略)

2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 (略)

二 会計方針の変更

三・四 (略)

(決算関係書類の提供)

第百四十三条 (略)

2 (略)

3 提供決算関係書類を提供する際には、過年度事項を併せて提供することができる。この場合において、提供決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総会において承認又は報告をしたものとなるものとなつていないときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 5 7 (略)

(連結決算関係書類の提供)

第百四十四条 (略)

(会計監査報告の内容)

第百三十六条 (略)

2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 (略)

二 正当な理由による会計方針の変更

三・四 (略)

(決算関係書類の提供)

第百四十三条 (略)

2 (略)

(新設)

3 5 6 (略)

(連結決算関係書類の提供)

第百四十四条 (略)

2 (略)

3 連結決算関係書類を提供する際には、過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結純資産変動計算書に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。)を併せて提供することができる。この場合において、連結決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の連結会計年度に相当する事業年度に係る総会において報告をしたものとなるものとなつていないときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 5 7 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百九条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号ロ及びハ並びに第六号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総会において承認又は報告をしたものと異なつていないときは、修正後の過年度事項を反映した事項とするものを妨げない。

別表第三(第百九条第一項第三号ハ関係)

項目	記載事項

2 (略)

(新設)

3 5 6 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百九条 (略)

2 (略)

(新設)

別表第三(第百九条第一項第三号ハ関係)

項目	記載事項

(略)	経理に関する指標	(略)
(略)	一・二 (略) 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、当期首残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細 四 法定準備金科目、任意積立金科目等に区分し、当期首残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高の区分ごとの法定準備金及び任意積立金明細 五 (略)	(略)

(略)	経理に関する指標	(略)
(略)	一・二 (略) 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細 四 法定準備金科目、任意積立金科目等に区分し、前期末残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高の区分ごとの法定準備金及び任意積立金明細 五 (略)	(略)

未定稿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文【支払余力比率関係（平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用分）】

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（組合の事業活動の概況に関する事項） 第二百二十四条（略） 2・3（略） 4 特定共済組合（法第五十条の五に規定する共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの（共同事業組合及びすべての共済契約を当該組合が会員となつていて連合会に再共済に付す組合を除く。）及び共済事業を行う連合会をいう。以下同じ。）については、第一項及び第二項の規定のほか、共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第五十条の五の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）を組合の事業活動の概況に関する事項の内容としなければならない。 （責任準備金の積立て） 第二百七十九条（略） 一（略） 二（略） イ（略） ロ 当該事業年度（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつて	（組合の事業活動の概況に関する事項） 第二百二十四条（略） 2・3（略）（新設） （責任準備金の積立て） 第二百七十九条（略） 一（略） 二（略） イ（略） ロ 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した

は、当該事業年度の末日前一年）において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の合計額から、当該共済掛金に係る共済契約に基づき当該事業年度において支払つた共済金その他の額、当該共済契約のために積み立てるべき支払備金（法第五十条の八に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第百八十四条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額及び当該事業年度の事務費の合計額を控除した額 三（略） 2・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一（二）（略） 三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況 ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 （1）経常収益 （2）経常剰余金又は経常損失金 （3）当期剰余金又は当期損失金 （4）出資金及び出資口数 （5）純資産額 （6）総資産額 （7）責任準備金残高 （8）貸付金残高	共済掛金の合計額から、当該共済掛金に係る共済契約に基づき当該事業年度において支払つた共済金その他の額、当該共済契約のために積み立てるべき支払備金（法第五十条の八に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第百八十四条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額及び当該事業年度の事務費の合計額を控除した額 三（略） 2・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一（二）（略） 三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況 ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 （1）経常収益 （2）経常剰余金又は経常損失金 （3）当期剰余金又は当期損失金 （4）出資金及び出資口数 （5）純資産額 （6）総資産額 （7）責任準備金残高 （8）貸付金残高
--	---

(9) 有価証券残高	(10) 特定共済組合にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率
(11) 法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額 職員数	(12) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額
(13) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	ハ (略)
四〇五 (略)	イハ (略)
六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	ニ 特定共済組合にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況（法第五十条の五各号に掲げる額に係る細目を含む。）
ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	(1) (3) (略)
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	ト 貸付金償却の額
2・3 (略)	

(9) 有価証券残高	(新設)
(10) 法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額 職員数	(11) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額
(12) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	ハ (略)
四〇五 (略)	イハ (略)
六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
(1) (3) (略)	ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
ヘ 貸付金償却の額	2・3 (略)

未定稿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文「支払余力比率関係（平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用分）」

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
(純資産の部の区分) 第八十四条 (略)	(純資産の部の区分) 第八十四条 (略)
2・6 (略)	2・6 (略)
7 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分しなければならない。	7 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分しなければならない。
一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子法人等及び関連法人等の株式以外の有価証券をいう。以下同じ。）の評価差額をいう。以下同じ。）	一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子法人等及び関連法人等の株式以外の有価証券をいう。第百六十六条の二第一項第五号において同じ。）の評価差額をいう。以下同じ。）
二 (略)	二 (略)
(特定共済組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)	(新設)
第二百四十八条の二 特定共済組合についての法第九十四条の二第三項に規定する同条第二項の規定による命令であつて共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものは、次条に定める場合を除き、別表第五の上欄に掲げる共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（次条及び別表第五において「支払余力比率」という。）に係る区分に応じ当該区分の下欄に掲げる命令とする。	

第二百四十八条の三 特定共済組合が、その支払余力比率について当該

(新設)

組合が該当していた別表第五の上欄に掲げる区分の支払余力比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分の支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合には、前条の規定に関わらず、当該組合の区分に応じた命令は、当該計画の提出時の支払余力比率から当該計画の実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分(非対象区分を除く。)の下欄に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該組合についての命令は、当該計画の提出時の支払余力比率に係る同表の区分の下欄に定める命令とする。

2 別表第五第三区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)の合計額(その他の有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。)が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表第二区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 支払余力比率の算出を行う日(以下「算出日」という。)(の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額)

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

3 別表第五非対象区分の項、第一区分の項及び第二区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表の第三区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

別表第五 (第二百四十八条の二関係)

(新設)

支払余力比率に係る区分	命令
非対象区分(支払余力比率が二〇〇%以上であるもの)	
第一区分(支払余力比率が一〇〇%以上二〇〇%未満であるもの)	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分(支払余力比率が〇%以上一〇〇%未満であるもの)	次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 剰余金の割戻し又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 契約者割戻しの禁止又はそ

の額の抑制
四 新規に締結しようとする共済契約に係る共済掛金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更
五 事業費の抑制
六 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制
七 一部の事務所における業務の縮小
八 主たる事務所を除く一部の事務所の廃止
九 子会社等の業務の縮小
十 子会社等の株式又は持分の処分
十一 法第十条第二項に規定する保険会社その他厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（厚生労働省令で定めるものに限る。）の事業その他の共済事業に付随する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
十二 その他行政庁が必要と認める措置

第三区分（支払余力比率が〇%未満であるもの）
期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

未定稿

消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示案 新旧対象条文【支払余力比率関係（平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用分）】

○ 消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準） 第四条の二 法第五十条の五の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、厚生労働大臣が所管する特定共済組合（規則第百二十四条第四項に規定する特定共済組合をいう。以下同じ。）においては、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。	（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準） 第四条の二 法第五十条の五の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、厚生労働大臣が所管する特定共済組合（法第五十条の五に規定する共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの（共同事業組合及びすべての共済契約を当該組合が会員となつていてる連合会に再共済に付す組合を除く。）及び共済事業を行う連合会をいう。以下同じ。）については、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。
（各リスクの計算） 第四条の五 （略） 一 （略） 二 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちのいずれか大きい額（前号AからEまで及びIに掲げるリスクに係るものを除く。） イ・ロ （略） 2 8 （略）	（各リスクの計算） 第四条の五 （略） 一 （略） 二 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちのいずれか大きい額 イ・ロ （略） 2 8 （略）

（異常危険準備金の積立限度）

第七条 （略）

一 五 （略）

六 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度の（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該事業年度の末日前一年。以下この項において同じ。）の正味収入危険共済掛金に二を乗じて得た額

七・八 （略）

2 （略）

第十条 第九条第一項各号の共済金等の支払額は、当該各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該事業年度の末日前一年）に支払った共済金の額と当該各事業年度の普通支払準備金の額の合計額とする。

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）（略）

備考

- 一 六 （略）
- 七 その他リスク（生命）の対象金額は、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。
- 八 その他リスク（損害）の対象金額は、火災リスク、自動車リスク、傷害リスクに係る額を除いた額とする。
- 九 その他リスク（生命）及びその他のリスク（損害）について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

（異常危険準備金の積立限度）

第七条 （略）

一 五 （略）

六 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度の正味収入危険共済掛金に二を乗じて得た額

七・八 （略）

2 （略）

第十条 第九条第一項各号の共済金等の支払額は、当該各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度に支払った共済金の額と当該各事業年度の普通支払準備金の額の合計額とする。

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）（略）

備考

- 一 六 （略）
- （新設）
- 七 その他リスク（生命）及びその他のリスク（損害）について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

十 正味経過危険共済掛金及び正味発生共済金額について、算定の対象となる事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該事業年度の末日前一年の額とする。

(新設)

未定稿

消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文【支払余力比率関係(平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用分)】 《未定稿》

○ 消費生活協同組合法施行規程(平成二十年厚生労働省告示第百三十九号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額) 第二十二條 規則第二百四十八條の三第二項及び第三項の厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。 一 法第五十條の九の価格変動準備金の額 二 規則第七十九條第一項第三号の異常危険準備金の額 三 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額 四 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額	(新設)

